

名古屋大学医学部附属病院 精神科・親と子どもの心療科
技術補佐員（契約職員）の募集について

名古屋大学医学部附属病院 精神科・親と子どもの心療科では、下記のとおり技術補佐員（契約職員）を募集します。

記

1. 勤務場所 【雇入れ直後】名古屋大学医学部附属病院 精神科・親と子どもの心療科
（名古屋市昭和区鶴舞町65）
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する就業場所
2. 職 名 技術補佐員（契約職員）
3. 職務内容 【雇入れ直後】
 - 1) 集団精神療法、心理検査、心理面接等の施行
 - 2) 研究業務の補助
 - 3) 上記業務を通した精神医学・児童精神学領域における臨床心理研修
【変更の範囲】東海国立大学機構が指定する業務
4. 募集人員 若干名
5. 募集条件 臨床心理士・公認心理師及び臨床心理士・公認心理師資格取得見込み
＊【2025年7月6日（日）10時～オンライン（ZOOM）での研修説明会】へ参加することが望ましい
臨床心理士・公認心理師研修説明会のご案内：[名古屋大学精神医学おしらせ \(psychiatry-nagoya.blogspot.com\)](https://psychiatry-nagoya.blogspot.com)の「連絡フォーム」より説明会参加お申込ください。試験詳細につきましては、説明会内でご連絡致します。
6. 雇用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
雇用は年度単位。
大学の基準（業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等）に基づく評価の上で、年度毎に更新する可能性があります。
更新する場合でも、採用日から3年までを限度とします。
最終雇用年齢は65歳に達した年の年度末まで
7. 勤務条件
 - 1) 勤務時間 月～金 週5日勤務、8時30分～17時15分
※時間外労働なし
 - 2) 休憩時間 12時～13時
 - 3) 休 日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - 4) 加入保険 共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険
 - 5) 有給休暇 年次有給休暇（雇用日に勤務日数等に応じて付与）、その他休暇
 - 6) 給 与 年俸252万円（月額21万）
 - 7) 通勤手当 支給（支給要件有り、上限150,000円／月）
 - 8) 受動喫煙措置 原則としてキャンパス内は喫煙禁止
8. 選考方法 一次選考(令和7年8月24日(日)13時～)筆記試験 予定
二次選考(令和7年9月21日(日)10時)面接 予定

9. 提出書類 履歴書の送付

(市販の履歴書に氏名は自筆にて記入の上、写真を貼付の事)

(実施可能な心理検査を明記)

封筒には、「技術補佐員応募書類在中」と朱書きしてください。

提出先：〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65

名古屋大学医学部附属病院 精神科医局

(担当：木村、安達 TEL：052-744-2282

E-mail：psychiatry@med.nagoya-u.ac.jp)

10. 応募期限 令和7年8月6日(水)17時必着

11. その他 1) 面接のための交通費は自己負担とします。

2) 提出いただいた書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

3) 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

4) 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

12. 募集者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただいております。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 _____

氏名 _____

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の
受給通知もしくは申請書など
()

※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①

外国人等(外国大学を含む。)か外国政府等と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役としての委任契約を締結しているか？	No ☐
Yes ☐	
本誓約書の提出先と契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？	Yes ☐
No ☐	
本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国人等はグループ企業の関係にあるか？(通常、大学等では該当しません。)	Yes ☐
No ☐	
類型①に該当する。	類型①に該当しない。

類型②

外国政府等から、多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？	No ☐
Yes ☐	
その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？	No ☐
Yes ☐	
類型②に該当する。	類型②に該当しない。

類型③

上記の他、日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けているか	No ☐
Yes ☐	
類型③に該当する。	類型③に該当しない。